

令和6年度第1回我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会 会議概要

(1) 会議の名称	令和6年度第1回我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会					
(2) 開催日時	令和6年8月13日(火) 午後1時30分から3時まで					
(3) 開催場所	分館大会議室					
(4) 出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名 (傍聴人を除く) 出：出席 欠：欠席	委 員 (市職員以外)					
	欠	菅森毅士委員	出	蒲田孝代委員	欠	竹内宏明委員
	出	千葉あき枝委員	出	福島光三委員	出	横田光夫委員
	出	久保田友康委員	出	吉田充委員	出	大井和美委員
	出	大野木綾子委員	出	樋口恵理子委員	出	斎藤和輝委員
	市職員の出席者					
	社会福祉課 (小池課長、山口、秋山、杉本、高橋) 高齢者支援課 (楠美) 障害者支援課 (森)					
オブザーバー						
家庭裁判所松戸支部 望月主任書記官、岡本主任書記官 高齢者なんでも相談室 大野室長						
(5) 議題	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 中核機関設置について (3) 我孫子市成年後見制度利用促進計画について					
(6) 公開・非公開の別	公開					
(7) 傍聴人の数 (会議を公開した場合)	傍聴人の数 1人					

議題 1

委員長及び副委員長の選出について

(事務局説明概要)

運営協議会規則第3条に従い、委員の互選により選任。事務局より、委員長として横田委員、副委員長として吉田委員の推薦があり、全員賛成で可決された。

## 議題 2

### 中核機関設置について

#### (事務局説明概要)

第二期成年後見制度利用促進基本計画で、市町村に成年後見制度に関する中核機関の設置・運営について求められている。

中核機関の主な役割は「広報・啓発機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」「不正防止機能」とされており、我孫子市では、市と社会福祉協議会での共同設置をするため、市と社会福祉協議会が委託契約を結び、令和8年度に中核機関を立ち上げるため準備をしている。

我孫子市の現状の説明を行い、我孫子市では、下記の内容で中核機関を設置するために協議をしている旨を説明。

#### (我孫子市成年後見制度中核機関業務内容(案))

##### 広報・啓発

###### 【広報・啓発】

①中核機関設置の周知・啓発②相談窓口の周知・啓発③成年後見制度の正しい知識の普及と利用促進についての周知・啓発

###### 【講座・研修】

出前相談の実施

##### 相談

###### 【相談】

①市民からの相談対応②専門職による無料相談会の実施③相談票の改訂と管理

###### 【情報収集】

①相談状況の集計②後見制度関連情報等の収集

##### 利用促進

###### 【申立て支援】

親族申立て支援

###### 【中核機関との連携】

他市の中核機関と連携を図る

##### 後見人支援

後見人等からの相談受付

##### 協議会運営

協議会事務局

また、協議会については、「我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会」に中核機関の協議会を位置づけて運営する旨を説明した。

#### (質疑等概要)

蒲田委員	中核機関を設置することにより、民間企業を含め既存の事業とのすみわけはどのようなものなのか。
事務局	現状、市は分野に分けて事業を行っているが、中核機関を設置することにより

	相談窓口等が一本化されることになる。一本化されることにより、市民の方にもわかりやすくなるを考える。
久保田委員	現状様々な機関が後見に関わる広報・啓発・相談会活動を展開している。中核機関は既存機関と連携し我孫子市における広報・啓発・相談会活動の新たなプラットフォームを運営し、後見に関して市民の方がワン・ストップで相談でき、申立等について必要な支援を受けられる体制にできないか。
蒲田委員	協議会について、成年後見制度利用促進検討委員会が令和8年度に中核機関の協議会に切り替えるということか。
事務局	成年後見制度利用促進検討委員会の中に中核機関の協議会を位置づけ、審議内容に中核機関についても追加する形で検討している。
蒲田委員	市と社協が共同設置するということは、新たにセンターを立ち上げるということなのか。
事務局	新たに市と社協が共同で中核機関という組織を設置し運営していく予定である。
蒲田委員	事務局説明の内容だと抽象的でわかりづらい部分があるため、もう少し内容を検討していく必要がある。また、中核機関の業務として説明があったが、一番大切な業務は相談機能だと考える。既存の相談窓口との差別化を明確にするべきではないか。
横田委員長	資料にある、市長申立ての件数が減少しているのは何か要因があるのか。
楠美係長	はっきりとした要因は特定していないが、成年後見制度は支援の一つの手段であり、相談を受けた上で、その方にとって何が一番適切な支援なのかを案内し繋げていけるようにしている。 成年後見制度を案内するケースもあれば市長申立てで対応することもある。中には法テラスを活用し、後見制度を利用する方もいる。社協の日常生活自立支援事業を活用することもある。
森主任	障害者分野でも、高齢者分野同様要因は特定できていないが、相談件数は伸びている。その方の状況によって法テラスを紹介する場合もある。
蒲田委員	法テラスを紹介する流れを説明してほしい。
楠美係長	令和5年度に関しては様々な理由で外出できない方に法テラスの出張相談を案内し、成年後見制度の相談等を依頼することが多くあった。
蒲田委員	資料3にある相談機関における相談件数及び権利擁護に関する相談件数について、権利擁護に関する相談というのは成年後見制度の相談のみではなく、広く権利擁護の相談という意味なのか。
事務局	お見込みのとおり。
久保田委員	東葛市民後見人の会で活動していく中で、最近任意後見人についての相談が多い。中核機関では任意後見についての相談も受けるのか。また、市は任意後見を含めた後見についての情報はどのくらい把握しているのか。
事務局	中核機関では成年後見制度についての相談全般を受け付ける予定である。そのため、任意後見制度についても相談は可能。また、任意後見を含めた成年後見

	制度の情報については、市では基本的には把握していないが、千葉県や千葉県社協が主催する研修会等に参加すると情報提供がある場合もあるため、そのようなもので把握している。また、必要に応じて市から家庭裁判所へ調査依頼をすることもある。
樋口委員	障害者まちかど相談室で相談を受ける際に、後見人をつけたいという相談はほとんどなく、相談を受けている中で成年後見制度を案内するケースが多い。現状、成年後見制度を案内する場合は市につないでいたが、中核機関が設置されることにより、中核機関につなぐことができるため、中核機関に期待していきたい。
吉田委員	中核機関を設置された際の相談窓口はどこになるのか。
事務局	社会福祉協議会に相談窓口を設置予定である。
大野木委員	先程も話にあったが、高齢者分野でも後見人をつけたいという相談はほとんどなく、話を聞いてく中で必要に応じて成年後見制度を案内している。今までは高齢者なんでも相談室につないでいたが、中核機関が設置されたらどこにつなげればいいのか明確にしてほしい。相談窓口が複数あるほうが良いとの意見もあるが、ケアマネが案内する場合は相談窓口が一つのほうが良い。また、高齢者は広報誌やホームページの確認等難しい場合があるため、そのようなことも含めて検討してほしい。
横田委員長	ケースバイケースであると思うが、高齢者なんでも相談室から直接中核機関につなぐのか、高齢者支援課を仲介して中核機関につなぐのか等相談を受け付けた後の流れ等を明確にする必要がある。
蒲田委員	市と社協の共同設置とはどういうことか。
事務局	中核機関業務内容（案）の協議会運営は市が行いその他の業務については社協に担ってもらう予定である。
横田委員長	現状、委託内容が決まっていないため、この委員会で中核機関の業務で強化すべき機能について意見をいただきたい。先ほどの話では、相談機能の強化と広報啓発の工夫等あった。他にもあれば意見を出してほしい。
蒲田委員	市長申立てがあった際の受任者調整会議は実施しているのか。
楠美係長	実施していない。
久保田委員	中核機関を設置後の相談員の体制や事業計画等についてはどのように考えているのか。
事務局	社協の事業の一つであるあびこ後見支援センターの実績を参考に検討していきたい。
福島委員	国の計画である不正防止機能についてはどのように考えているのか。また、広報のデジタル化についても現状検討していることがあるのか。
事務局	不正防止機能については、国の成年後見制度基本計画にて、広報啓発機能、相

	<p>談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等の役割を果たすと不正防止効果機能に繋がるとあったため、我孫子市では特段不正防止機能を行わず、現状検討している業務を十分に取り組み不正防止に繋げていこうと考えている。また、デジタル化については市や社会福祉協議会のホームページで周知啓発を行うことを検討している。</p>
蒲田委員	<p>不正防止機能を中核機関の業務の一つとして実施すると、後見人の担い手が減少する恐れがあるため、現状考えている業務で実施するべきである。</p>

議題 3	
我孫子市成年後見制度利用促進計画について	

(事務局説明概要)

<p>成年後見制度の利用促進に関する法律第 14 条で、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する政策について基本的な計画を定めるよう努めるとある。我孫子市では、現状第 6 次健康福祉総合計画に成年後見制度利用促進計画を兼ねて作成している。令和 2 年度に 5 ヶ年計画でスタートした我孫子市第 6 次健康福祉総合計画は令和 6 年度をもって終了するため、第 7 次健康福祉総合計画を策定しており、第 7 次健康福祉総合計画でも制度利用促進計画を兼ねて策定予定である旨を説明した。</p>
--

(質疑等概要)

蒲田委員	<p>市長申立ての場合、我孫子市では報酬助成制度のみの実施なのか。申立て支援助成等は実施していないのか。また、報酬額はどのくらいなのか。</p>
森主任	<p>申立て費用も市で負担している。本人に資力がある場合は返還を求める場合もあるが、返還を求めるケースはほとんどない。金額については、国で示されているものを流用しており、在宅の方については月額 2 万 8000 円、入院や施設入所の方だと 1 万 8000 円である。</p>
蒲田委員	<p>我孫子市に市民後見人はいるのか。</p>
事務局	<p>市では平成 31 年度から市民後見人養成講座を実施しているが、受講者の中で市民後見人として登録している方は把握していない。引き続き、市民後見人養成講座を実施していく。</p>
福島委員	<p>中核機関の不正防止機能が必要ないという意見があったが、助成額が多い場合もあるため、ある程度報告機能は必要だと思う。</p>